

税務相談室

年の中途での青専給与の変更

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：小生は、内科医院を営む青色事業者です。最近業績が思わしくなく、医業収入も減少しているため青色事業専従者である妻の給与の額を減額したいと思います。どのような手続きを行えば良いのでしょうか。そして、また業績が良くなって収入額が増加した場合には、青色事業専従者給与の額を増額することができるのでしょうか。

お答え：所得税法では、原則として事業主が生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料等は、その事業者の所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。しかし、青色申告を行う事業者が一定の要件に該当する青色事業専従者に給与を支払った場合は必要経費の算入が認められます（所法第56条、57条）。

青色事業専従者給与の要件

青色事業専従者の給与は、職務の内容等から労務の対価として客観的にも適正なものでなければなりません。この適正な給与の額の判定基準には次のようなものが定められ（所令164条1項）、これらを総合して判定することになっています。

- (1) 専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度。
- (2) その事業に従事する他の使用人の給与の状況及び同種同規模の事業に従事する者の給与の状況。
- (3) その事業の種類及び規模並びに収益の状況。

以上のことから、事業主の所得を不当に減少させるものでなければ、年の途中で青色事業専従者の給与の額を変更することは可能です。この場合、青色事業専従者給与の額を増額するには、遅滞なく、変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

ただし、ご質問の給与の額を減額する場合には、手続の簡素化を図るため、しいて変更の届出書を提出しなくとも良いことになっています。

青専給与の額の変更の可否

上の判定要素に照らし、かつ、年の中途での変更が事業主の所得を不当に減少させるものでない場合には、年の途中で青色事業専従者給与の額の変更は認められます。

変更の手続

青色事業専従者に関する届出書を提出した者がその届出書に記載した内容を変更しようとする場合には、次の事項を記載した変更届出書を遅滞なく納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

- (1) その変更届出書を提出する者の氏名・住所。
- (2) 変更する内容及びその理由。
- (3) その他参考となるべき理由。

なお、『遅滞なく』提出する、場合のこの『遅滞なく』は、特に明文規定は置かれていませんが、給与を変更する場合であれば、変更することが決まったら、その決まった給与を支給する月の始めぐらいまでに提出すれば良いと考えます。

また、給与の額の減額の場合は、手続の簡素化から、しいて減額の変更届は提出しなくても良いこととされています。

ご質問の場合、青専給与の額の減額変更をする場合には、特に届出書の提出することなく、その額を変更することが可能です。

しかし、その後業績が回復し収入が増えた場合に給与の額を増額する場合には、青色事業専従者の労務の提供の程度、その収益の状況、等々を勘案して、事業者の所得を不当に減少させるものでなければその変更が認められます。

ただし、この場合には、増額した給与を支給する前までに、変更届出書を所轄の税務署長に提出する必要があります。